

経 済 産 業 省

20180530 貿局第2号

輸出注意事項30第15号

経済産業省貿易経済協力局

「漁船の輸出承認について」の規程を次のとおり制定する。

平成30年6月11日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「漁船の輸出承認について」の制定について

「漁船の輸出承認について」（平成30年6月11日付け輸出注意事項30第15号）
を次のとおり制定し、平成30年6月11日から施行する。

附 則

- 1 次に掲げる通達は、平成30年6月10日限り廃止する。
 - （1）漁船の輸出承認について（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第31号）
 - （2）洋上売船の取扱いについて（平成12年4月3日付け輸出注意事項12第28号）
- 2 この通達の施行前に、前項（1）又は（2）の通達の規定に基づき行われた輸出申請については、なお従前の例により取り扱うものとする。

漁船の輸出承認について

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の25の項の中欄に掲げる船舶（漁船）の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成30年6月11日から下記により行います。

記

1 適用地域

全地域とする。

2 適用品目

輸出貿易管理令別表第2の25の項の中欄に掲げるもの（船舶（ろかい又は帆のみをもって運転するものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの）とする。

（1）漁ろう設備を有するもの

（2）漁獲物を原材料とする製品の製造設備を有するもの

（3）漁獲物の保蔵の設備を有するもの（漁場において漁獲物を積み込むことができる設備を有するものに限る。）

3 輸出承認の申請

（1）輸出承認申請の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、以下の書類を経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に提出するものとする。

① 輸出承認申請書 2通

② 申請理由書 1通

③ 委任状等 各1通（輸出しようとする者の代理者が申請をする場合に限る。）（注1）

（2）輸出承認申請の際の添付書類

（イ）政府開発援助（ODA）の実施に伴う場合

① 輸出契約書又は輸出契約を証する書類の写し 1通

② 契約認証書（外務省又は独立行政法人国際協力機構が発行した輸出契約書に係るもの）の写し 1通

③ 支払授權証明書（支払い条件として、我が国の無償援助資金の支払い方法に基づいて、契約相手国政府発行の支払授權書（Authorization to pay（A/P））の本邦銀行に対する交付が行われていることを確認するもの）の写し 1通

④ 契約概要説明書 1通

⑤ 契約形態概要書（契約関係を図で表したもの） 1通

⑥ 搭載機器一覧表（注2） 1通

（ロ）貸渡しの契約に基づく場合

① 貸渡し契約書又は貸渡し契約を証する書類の写し 1通

② 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証（注3） 1通

③ 誓約書（当該船舶に搭載している機器の輸出につき、本規制以外の規制に該当しないこと並びに改造及び改裝を行わない旨を誓約したもの） 1通

④ 輸出（貸渡し）価格算出基礎証明書 1通

⑤ 搭載機器一覧表（注2） 1通

（ハ）洋上売船契約（注4）に基づく場合

① 輸出契約書又は輸出契約を証する書類の写し 1通

- ② 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証（注３） １通
- ③ （財）日本海事協会又は（社）日本海事検定協会への立会依頼書の写し １通
- ④ 搭載機器一覧表（注２） １通

（二）その他（（イ）から（ハ）までに該当しない場合）

- ① 輸出契約書又は輸出契約を証する書類のいずれかの写し １通
- ② 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証（注３） １通
- ③ 搭載機器一覧表（注２） １通

（注１）申請者となっている法人の代表権者が同一組織内の別の者に権限を付与している場合は、授權証明書を１通、申請者が他の者に申請に係る事務を委任している場合は、委任状及び印鑑証明書を各１通提出する。

（注２）搭載機器一覧表には、搭載機器が全て輸出貿易管理令別表第一の中欄に掲げる貨物に該当しないことを確認し、その旨を記載すること。なお、搭載機器に輸出貿易管理令別表第一の中欄に掲げる貨物に該当するものを含む場合は、当該貨物の輸出について、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号。以下「外為法」という。）第４８条第１項の規定に基づく輸出の許可を取得している事又は当該輸出許可が不要である事の説明のいずれかを明記すること。

（注３）漁船輸出事前確認証交付要領（平成２６年１月２４日付け２５水管第１９６５号）に基づき交付されたものとする。

（注４）本邦を出港し、出航後に成立した輸出契約に基づき外国において引き渡すことになった船舶をいう。

（注５）必要に応じて、その他の書類を求めることがある。

４ 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認し、国際漁業協定等に基づく漁業権秩序維持、漁業資源の保護等を総合的に勘案の上、行うものとする。

なお、輸出承認に際して、次の条件を付すものとする。

（イ）貸渡しの契約に基づく場合

「本輸出承認証により輸出された貨物は、使用目的達成後３か月以内に消耗品を除き本邦に積み戻すこととし、積み戻した場合は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に報告すること。」

（ロ）洋上売船の契約に基づく場合

「当該輸出承認に係る船舶を引渡したときは、１ヶ月以内に引渡し議定書、抹消済船舶原簿謄本及び（財）日本海事協会又は（社）日本海事検定協会の当該船舶に係る立会確認報告書を貿易審査課に提出しなければならない。」

５ その他

輸出される船舶及び搭載機器が輸出貿易管理令別表第一の中欄に掲げる貨物に該当する場合は、輸出承認と同時に、外為法第４８条１項の規定に基づく輸出の許可を取得する必要がある。